

三井鉱山(株)等に対する買取申込み等期間の延長について

平成 15 年 12 月 1 日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構(以下「機構」という。)は、下記の対象事業者について、平成 15 年 10 月 31 日に株式会社産業再生機構法(平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。)第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行っておりますが、本日、法第 27 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり、買取申込み等期間の延長を決定いたしました。

延長後の期間末日である 12 月 10 日に買取決定を行う予定です。

1. 対象事業者の氏名又は名称

三井鉱山株式会社
三井鉱山コークス株式会社
三井鉱山物流株式会社
三井石炭鉱業株式会社

2. 延長した買取申込み等期間： 平成 15 年 12 月 10 日まで(機構必着)

3. 一時停止要請

上記の延長した買取申込み等期間が満了するまでの間、引き続き、法第 24 条第 1 項の規定に基づき、関係金融機関等に対して、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 9 階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437